



KYODO FREIGHTERS CORPORATION  
Multimodal International Freight Forwarder

各位

2009年10月20日

**件名：数値制御工作機械輸出に伴う法令適用の厳格化について**

10/14（水）に開催された本牧地区通関協議会において、税関特別審査官より数値制御工作機械の輸出通関に当たって、「非該当証明書」の内容を厳しく取り締まる旨の周知がありました。

従来より、数値制御工作機械の輸出通関に当たっては、安全保障輸出管理の法令に沿った「非該当証明書」の添付が義務付けられておりました。今後その内容及び添付資料について、横浜税関におけるより厳格な法令の適用が予想されます。

具体的な注意点は以下の3点となります。

1) メーカー発給資料の添付の義務付け

SHIPPER様作成の非該当証明書について、非該当証明書の作成に使用した数値及び精度等が適正なものかを判断する為、メーカーが発給したパラメーターシート、または数値及び精度の記載が適正であると税関が判断できるカタログの提出が義務付けられました。

2) パラメーターシートの測定基準の解釈の厳格化

従来までパラメーターシートに使用する測定値はJIS（日本工業規格）測定値のものを認めていましたが、輸出貿易管理令別表第一の六の項に「国際規格ISO測定値を基準とする」と規定されています。その為、今後はJIS測定値のものは数値及び精度が適正かどうか判断出来ないとして無効とされることとなります。

3) メーカー自主判定時の注意

同じく、メーカー様が非該当証明書を発給する際にも、JIS測定値によるものではなく、国際規格ISOに基づいた測定値により該当・非該当の判断を行う必要があります。

以上3点の内、中古機械を輸出される場合、特に1) が大きな問題になると思われれます。

中古機械の場合、SHIPPER様御手配の作業場にてバン詰めし、CYへ貨物搬入後にコンテナ扱いにて税関に申告を行う場合が多く、私共に貨物の詳しい資料をいただけるのが、貨物搬入後になる場合も多いかと存じます。

その段階で税関よりメーカー資料を要求され、入手出来ないとなりますと、税関とのやりとりに時間が掛かる上、最終的に一旦申告撤回を行って当該貨物をコンテナより取り出さなければならなくなることも有り得ます。そうなりますと、多大な時間と費用が発生することとなってしまいます。

以上諸事情ご賢察の上、今後中古工作機械の輸出に当たりましては、事前にメーカー資料の入手等十分な準備をされた上、実際の貨物のバン詰め、搬入を行っていただきますようお願い申し上げます。

ご相談窓口： 経済産業省安全保障貿易課 TEL 03-3501-2800

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部： TEL：03-5418-6371 / FAX：03-5418-6377

カスタマーサービス部： TEL：03-5418-6372～3 / FAX：03-5418-6380

横浜支店： TEL：045-211-2001 / FAX：045-211-2000

URL：<http://www.kau.co.jp>